

消費者市民社会ってな～に？

# 消費者市民の行動<sup>その1</sup>

買い物をするとき、「安い」「便利」というだけで選んでいませんか？

視点を少し深く、広くすることが消費者市民への第一歩です！ いつもの買い物から考えてみましょう。



## 表示をよく見て わからんかったら 調べてみよか

(消費について、よく考えて行動しよう)



## 自分が買ったもん どうやって作られたか 考えてみよか

(消費が持つ影響力を考えて行動しよう)

## 激安商品

### 消費者市民社会とは

「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

「消費者教育の推進に関する法律 第2条2項」

消費者市民社会ってな～に？

# 消費者市民の行動<sub>その②</sub>

## 自分の行動が社会や環境に悪い影響を与えていないか考えてみよか

(持続可能な消費と生産、社会と環境について考えて行動しよう)



### 過剰包装

消費者市民としてこんなこともしていこう！ 「消費者市民社会」に関するることは  
(学ぶ・相談する・情報提供するなど)



#### フェアトレード

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす「貿易のしくみ」

#### 地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域で消費すること

#### 食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと

#### エシカル消費

人や社会、環境に配慮して商品の購入や消費すること。未来を考えて消費行動をする「エシカル(倫理的)消費」はSDGs(※)の1つ

※SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標です。

12 つくる責任  
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。  
消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

もっと自分で調べてみよう！

### 自立した消費者になろう！

買った商品や受けたサービスに不満や不安があるときなどは、自立した消費者としてお店やメーカーに「意見を伝える」ことが大切です。意見がきちんと相手に伝わるよう、「意見を伝える」ときには次の3つのポイントを参考にしてください。

- ① ひと呼吸置いて、冷静に話しましょう！
- ② 言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！
- ③ 事業者の説明も聞きましょう！

## 大阪府消費生活センター

〒559-00340

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM棟3階 電話:06(6612)7500 FAX:06(6612)0090



©Expo 2025